

□■養成所ニュースプラス第 29 号 2023□■

障害者基本法に基づき、毎年 12 月 3 日から 9 日までを「障害者週間」と定め、障害のある人の自立や社会参加の支援のため様々な取り組みが行われます。詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

7 月から合格学習スケジュールに沿って取り組んでいる皆さん、先週ですべての科目の 3 年分が終わりました。今週から模擬試験問題等を活用してアウトプットとなります。引き続き進めていきましょう。

今回は、「権利擁護と成年後見制度」（現、権利擁護を支える法制度）から日常生活自立支援事業の問題、「社会調査の基礎」（現、社会福祉調査の基礎）から質問紙調査の問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか、合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 31 回問題 81】日常生活自立支援事業の利用等に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 成年後見人による事業の利用契約の締結は、法律で禁じられている。
2. 法定後見のいずれかの類型に該当する程度に判断能力が低下した本人が事業の利用契約を締結することは、法律で禁じられている。
3. 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託することができる。
4. 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、職権により本人の利用を開始することができる。
5. 契約締結に当たって、本人の判断能力に疑義がある場合は、市町村が利用の可否を判断する。

【第 30 回問題 88】質問紙調査の方法に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 郵送調査法は、返送時に氏名を記入する必要があるため、匿名性を確保するのが難しい。
2. 訪問面接調査法は、プライバシーに関わる質問をするのに適している。
3. 複雑で難しい質問には、自記式で質問紙に記入する方法が適している。
4. 留置調査法は、他記式なので、記入漏れや記入ミスを抑制できる。
5. 調査対象者本人の回答であるかを確認するには、他記式による記入が望ましい。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(35 期生) 3 学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178118&c=3246&d=99c7>

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178119&c=3246&d=99c7>
- ・本日（令和 5 年 12 月 8 日）、第 36 回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函（郵送）されます。

←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178120&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。←New

第 34・35 期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。現在は、「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」の一部と「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」のオンデマンド動画が視聴可能です。

また、12月7日（木）に国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178121&c=3246&d=99c7>

※「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」については、申し込みが完了し受講確定通知を受けた方に限り視聴が可能です。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178122&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 36 期生の出願を受け付けております。

現在、2 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178123&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178124&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1178125&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

養成所ニュースプラス第 24 号でお伝えいたしましたとおり、年内はお休みします。

【Plus Quiz 正答と解説】

「権利擁護と成年後見制度」は、中項目の「成年後見の概要」と「日常生活自立支援事業の概要」が頻出で、この 5 年間で 4 回出題されています。出題がなかった第 33 回でも「地域福祉の理論と方法」の問題 37 で出題されていました。

日常生活自立支援事業は、社会福祉法で第二種社会福祉事業と規定される「福祉サービス利用援助事業」にあたります。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域で自立生活ができるように、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、定期的な見守り等を行うものです。成年後見制度と重複する部分もありますが、「利用者との契約」である点が異なります。2つの制度の比較は共通テキスト 9「権利擁護を支える法制度」227 ページの図 6-8 にも整理されています。

【第 31 回問題 81】

1. ×成年後見人との利用契約の締結はできるとされています。しかし、保佐人や補助人に福祉サービスの利用に関する代理権が付与されていない場合は、利用契約の締結はできないとされています。
2. ×本人に契約能力がある場合は、「補佐」や「補助」に該当しても契約ができるとされています。
3. ○事業実施要領には、実施主体である都道府県社会福祉協議会または指定都市社会福祉協議会は、事業の一部を委託できるとあり、主な委託先として、市区町村社会福祉協議会等があります。

4. ×事業による援助は、要援護者本人からの申請に基づき開始されるとあります。実施主体の都道府県社会福祉協議会の職権で開始することはできません。申請を受け付けた実施主体は「契約締結判定ガイドライン」に基づく契約締結能力の調査を行います。

5. ×契約締結にあたり本人の本弾能力に疑義がある場合には、医療・法律・福祉の各分野の専門的知識を有する者で構成される「契約締結審査会」で審査し、利用の可否を決定します。

「社会調査の基礎」は、大項目の「量的調査の方法」で7つの中項目が挙げられていて、毎年3～4問が偏りなく出題されています。今回の「調査票の配布と回収」では、回答内容の信頼性や質問内容の制約、質問紙の回収率、コスト等が問われます。その概要を確認し、メリット・デメリットを比較するとより理解が進むと思います。

【第30回問題88】

1. ×郵送調査法では、返送時の記名は必須ではないので回答者の匿名性も確保することができます。調査者が回収する必要がないので、経費と労力がかからない利点があります。

2. ×訪問面接調査法は、回収率は高いものの調査者と対面するため、プライバシーに係わる質問には不適當で正確な回答が得られない可能性があります。

3. ×複雑で難しい質問が含まれる質問票への記入方法は、自記式よりも他記式の方が適しています。更に、自記式では質問項目等を誤解して回答する可能性もあります。

4. ×留置調査法における調査票の配布は、調査員が直接調査対象者を訪問して行い、後日回収します。自記式の欠点である記入漏れ等を回収時に確認できる利点もあります。

5. ○他記式は調査員が調査対象本人に面接や電話で質問するため、調査対象者本人であるかを確認することができます。確実に調査対象者本人の回答を得ることができるため、質問の誤解や無回答を減らせる利点もあります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus